

別表1

社会教育主事講習受講資格並びにその資格証明書類

社会教育主事 講習等規定の 適用条項	受 講 資 格	提 出 書 類			
		勤務証明書 (別紙様式3)	卒業証明書 又は卒業証 書の写し	在学期間及 び単位修得 証明書の写 し	教育職員普 通免許状の 写し
第2条第一号	大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)附則第二項の規定に該当する者		◎ いずれか一方		
第2条第二号	教育職員の普通免許状を有する者				◎
第2条第三号	二年以上社会教育法第九条の四第一号 イ及びロに規定する職にあった者又は同号 ハに規定する業務に従事した者 イ 社会教育主事補 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として <u>文部科学大臣の指定するもの</u> (注1) ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして <u>文部科学大臣が指定するもの</u> (イ又はロに掲げるものを除く。)(注2)	◎			
第2条第四号	四年以上社会教育法第九条の四第二号 に規定する職にあった者 ○ <u>文部科学大臣の指定する教育に関する職</u> (注3)	◎			
第2条第五号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	◎	◎		

(注1), (注2), (注3): 文部科学大臣の指定する者については、平成8年8月28日付け文部省告示第148号を参照のこと。

第2条第三号から第五号に係る在職等の期間は通算できる。(平成13年12月13日 13文科生第703号)